

令和6年度
市町村保健・福祉主管課長会議資料
【長寿社会課】

- 1 いわていきいきプラン（2024～2026）について
- 2 地域包括ケアの推進について
- 3 認知症施策の推進について
- 4 介護予防・地域リハビリテーションの推進について
- 5 介護人材確保対策の推進について
- 6 介護を要する高齢者への支援について

1 「いわていきいきプラン（2024～2026）」について

- ・ 県では、県高齢者福祉計画（老人福祉法第20条の9）及び県介護保険事業支援計画（介護保険法第118条）に、新たに県認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条）を加え、これら3つの計画を一体のものとして、令和6年3月に「いわていきいきプラン（2024～2026）」を策定。
- ・ 本計画に基づき、毎年度、県計画及び市町村介護保険事業計画の計画目標の達成状況を点検し、施策の実施状況を分析・評価の上、**市町村計画の適切な推進、達成**を支援。

【いわていきいきプラン（2024～2026）の概要】

1 策定の趣旨

高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的な方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、本県の認知症施策の計画的な推進のため策定するもの。

2 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3か年）

3 根拠法令

老人福祉法

介護保険法

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

4 前期計画からの主な変更点

- ・ 介護現場における業務改善・業務効率化に向けた取組や関係機関等と支援方策について検討する場の設置について盛り込んだこと。（第2章第1の1の(2)）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応時に生じた教訓・課題を踏まえ取組内容を盛り込んだこと。（第2章第2の1の(3)）
- ・ 認知症施策について章を追加するとともに、本人発信支援や認知症バリアフリーなどの取組を盛り込んだこと。（第3章第2、第3）

5 基本方針【目指す姿】

県民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現

6 基本方針【施策の体系】4つの柱

第1章 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

第1 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進

第2 在宅医療と介護の連携推進

第3 介護予防と地域リハビリテーションの推進

第2章 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

第1 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進

第2 介護基盤の整備・充実とサービスの向上

第3 介護給付適正化の推進

第4 多様な住まいの充実・強化

第3章 認知症とともに生きる社会づくり

- 第1 普及啓発及び本人発信支援
- 第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援
- 第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援
- 第4章 高齢者が安心して暮らせる環境づくり**
 - 第1 高齢者の生きがいくくりと社会参加活動の推進
 - 第2 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進
 - 第3 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

○施策目標

(下記の表中、左に○を付した数値は、表頭の年度以外の年度の現状値を示しています。)

(1) 地域包括ケアを推進するための仕組みづくり

① 住み慣れた地域における高齢者の暮らしを支援する体制の推進

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数	15 市町村	⑤25 市町村	⑥29 市町村	⑦33 市町村
2	地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計)	⑤49 人	124 人	187 人	250 人
3	住民主体の生活援助サービスを実施している保険者数	11 保険者	⑤14 保険者	⑥15 保険者	⑦16 保険者

② 在宅医療と介護の連携推進

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	市町村向け「在宅医療人材育成研修」受講者数(累計)	598 人	698 人	798 人	898 人
2	介護支援等連携指導を受けた患者数(第1号被保険者10万人対)	③ 1,330 人	1,630 人	1,930 人	2,230 人

③ 介護予防と地域リハビリテーションの推進

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	75歳以上85歳未満高齢者の要介護認定率	16.8%	11.7%	11.5%	11.3%
2	住民主体の通いの場の参加率 北海道・東北順位	③ 3位	2位	2位	1位
3	介護予防に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計)	⑤ 22 人	111 人	148 人	185 人
4	(再掲) 地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職育成研修参加者数(累計)	⑤ 49 人	124 人	187 人	250 人

(2) 介護を支える人材の確保と必要なサービスの基盤づくり

① 介護人材の確保及び介護現場における業務改善・業務効率化の取組の促進

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	介護職員の離職者に占める勤続1年未満の者の割合	③ 42.6%	⑤ 40.6%	⑥ 39.6%	⑦ 38.6%
2	キャリア支援員が介在し介護の職場に就職した人数	226人	230人	240人	250人
3	県内の介護サービス事業所・施設における外国人介護人材の受入人数	⑤ 139人	150人	160人	170人
4	ICT(情報通信技術)導入に係る補助事業所数(累計)	⑤ 91事業所	100事業所	150事業所	200事業所
5	介護人材の確保及び資質向上を図るため開催する介護サービス事業所向けセミナーへの参加事業者数	71事業者	80事業者	85事業者	90事業者
6	介護支援専門員地域同行型研修の実施保険者(市町村)数	4保険者	5保険者	6保険者	7保険者

② 介護基盤の整備・充実とサービスの向上

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	感染症対応力の向上を図る研修会の開催	2回	10回	10回	10回

③ 介護給付適正化の推進

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	要介護認定調査員研修、介護認定審査委員会委員研修及び主治医研修会の受講者数	352人	500人	500人	500人
2	介護給付適正化セミナー参加保険者数	0保険者	24保険者	24保険者	24保険者
3	介護給付適正化事業の実施において専門職等の派遣による支援を受けた保険者数(累計)	⑤ 2保険者	6保険者	10保険者	14保険者

④ 多様な住まいの充実・強化

No.	目標項目	R4年度 (現状値)	R6年度	R7年度	R8年度
1	市町村が行う住宅改修補助件数	116件	120件	120件	120件
2	老人福祉法施行事務に係る担当者研修会等の開催	⑤ 1回	1回	1回	1回

(3) 認知症とともに生きる社会づくり

① 普及啓発及び本人発信支援

No.	目標項目	R 4 年度 (現状値)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
1	認知症サポーター養成数	10,210 人	12,646 人	13,864 人	15,080 人
2	認知症の人や家族の視点から認知症への理解を促進するセミナー参加者数	⑤ 118 人	120 人	120 人	120 人

② 医療・ケア・介護サービスと家族への支援

No.	目標項目	R 4 年度 (現状値)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
1	認知症サポート医養成研修修了者の配置市町村数	28 市町村	29 市町村	30 市町村	31 市町村
2	認知症地域支援推進員活動促進研修修了者数(累計)	⑤ 45 人	64 人	96 人	128 人
3	認知症介護指導者養成研修修了者数(累計)	⑤ 47 人	49 人	51 人	53 人

③ 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

No.	目標項目	R 4 年度 (現状値)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
1	認知症サポーターが活動する場を有する市町村数	4 市町村	15 市町村	25 市町村	33 市町村
2	企業及び職域団体向け認知症サポーター養成講座の開催回数	12 回	15 回	15 回	15 回
3	オレンジチューター養成者数(累計)	⑤ 9 人	11 人	13 人	15 人

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

① 高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の推進

No.	目標項目	R 4 年度 (現状値)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
1	岩手県民長寿体育祭及び文化祭参加者数	1,443 人	2,200 人	2,200 人	2,200 人
2	高齢者のボランティア活動比率	23.6%	27.4%	28.1%	28.9%
3	高齢者の社会貢献活動に資する交流会(学習会)への参加人数	⑤ 13 人	25 人	30 人	35 人

② 高齢者の尊厳保持と権利擁護の推進

No.	目標項目	R 4 年度 (現状値)	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
1	高齢者権利擁護推進員養成研修修了者数	29 人	30 人	30 人	30 人
2	市町村による成年後見人・保佐人・補助人報酬助成件数	77 件	⑤ 79 件	⑥ 81 件	⑦ 83 件

③ 被災した高齢者が安心して暮らし続けることができる環境づくりの推進

※指標なし

2 地域包括ケアの推進について

(1) 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進について

ア 地域包括ケアシステムの構築状況の評価

地域包括ケアシステム構築の目途となる令和7年を迎えることから、各市町村においては、その構築状況について評価を実施していただきたい。

県においても、例年実施している「地域包括ケアシステム関連取組状況調査」や市町村ヒアリング等により取組状況等を把握したいことから、御協力をお願いする。

イ 人材の養成、資質向上並びに多職種協働による連携体制の構築への支援

① 地域包括ケアシステムの構築及び進化・推進に向けて専門的な役割を担う生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等を対象とする養成研修や連絡会等を開催するので、対象者への周知や参加についての配慮をお願いする。

② 地域ケア推進会議の運営や生活支援体制整備、認知症ケア向上等に関し課題を抱える市町村に対しアドバイザーを派遣するため、積極的に活用願いたい。特に、地域ケア推進会議において政策提言を行っている市町村が少ないことから、本事業を活用し、取組を進めていただきたい。

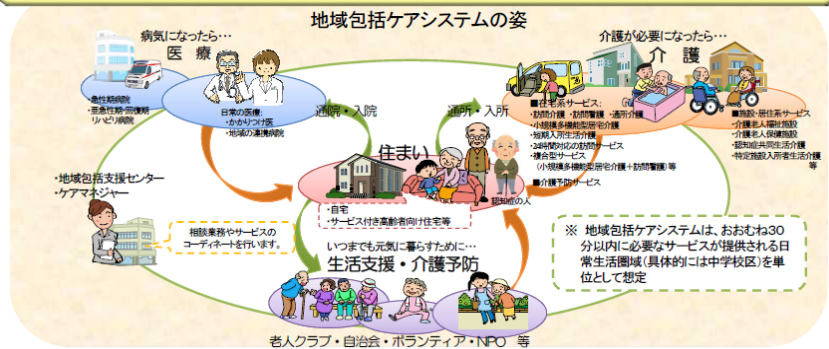
ウ 地域包括支援センターの体制整備への支援

① 地域ケア個別会議（自立支援・重度化防止に資する地域ケア個別会議も含む）において、課題解決に向けた専門的な助言を行う専門職（弁護士、社会福祉士等）や会議の効果的な会議の運営方法等について助言を行うアドバイザーを派遣するため、積極的に活用願いたい。

② 岩手県高齢者総合支援センターにおいて、地域包括支援センター職員等に対する各種研修や地域包括支援センター業務に対する相談等を実施するため、対象者への周知や参加への配慮、相談窓口の活用についてお願いする。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築状況の評価 ○ 地域包括ケアシステムに携わる人材の養成・資質向上 ○ 多様な担い手による生活支援体制の整備・拡充 ○ 地域包括支援センター機能の充実・強化 ○ 地域ケア推進会議による地域課題の把握・対応（政策提言） ○ 地域ケア個別会議による介護予防に資するケアマネジメントの推進
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター運営状況調査や地域包括ケアシステム関連取組状況調査など、国、県による調査・意見交換への協力 ○ 県が実施する各種研修・連絡会等への参加の働きかけ ○ 県が派遣する専門職・アドバイザーの積極的な活用

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管内市町村が参加する会議などを活用した助言、情報交換の機会の創出 ○ 郡市医師会や地域リハビリテーション広域支援センターなど関係機関と連携した市町村の取組への支援
--------------	--

(2) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進

- ・ 保険者機能強化の一環として、平成30年度から「保険者機能強化推進交付金」が、令和2年度から「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されている。
- ・ 令和5年度（令和6年度評価指標）には、①各交付金の役割分担の見直し、②評価を行う保険者の負担にも配慮した評価指標の縮減、③プロセス指標とアウトカム指標との関連性をより明確にするための評価指標の充実等を図るなど、大幅な見直しが行われた。
- ・ 本交付金は、国から示された評価指標に係る市町村の取組状況の評価に基づき交付されるものであることから、市町村は適切な評価を実施するとともに、本交付金の活用による高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組の一層の強化をお願いする。
- ・ 本交付金を活用した好事例については、厚生労働省のホームページを参考にされたい。
 （厚生労働省HP 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17527.html
- ・ 県では、これまでの評価結果等を活用しながら市町村の実情の把握及び地域課題の分析を行うとともに、市町村と状況の共有を図りつつ必要な支援に取り組むこととしている。
- ・ その一環として、市町村における現状や評価指標への取組状況等について意見交換・情報共有を図りたいと考えているので、その際は出席をお願いする。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ PDCAサイクルを活用した保険者機能の強化（特に、事業の評価・見直し） ○ 保険者機能強化推進交付金等に係る評価指標に基づく取組状況の評価の適切な実施 ○ 自立支援・重度化防止に向けた交付金の活用による取組の強化
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見交換・情報共有の場への協力

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う自立支援・重度化防止に向けた取組への協力 ○ 意見交換・情報共有の場への出席
--------------	---

(3) 一般県民向け総合相談（シルバー110番）の見直しについて

県が実施するシルバー110番（（公財）いきいき岩手支援財団へ委託）について、相談実績や他県の実施状況等を踏まえ、令和5年度は対応日を週3日（月・水・金）としていたが、令和6年度から週2日（水・金）に縮小するので、相談窓口の案内を行う際には留意願いたい。

3 認知症施策の推進について

(1) 地域版希望大使の設置に向けた取組について

- ・ 認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会を創っていくため、認知症の人が自らの経験等を発信することを支援するとともに、周囲や地域の理解と応援を通じて前を向いて自分らしく地域で暮らしていけるよう、新たに地域版希望大使（認知症本人大使）の設置に向け、取組を進めていくこととしている。
- ・ 各地域における候補者の掘り起こしや、認知症関連事業を中心とした大使の本人発信の機会の確保など、協力をお願いする。

(2) 認知症疾患医療センターの設置について

- ・ 認知症の専門医療提供体制を強化するため、全ての二次保健医療圏に1か所ずつ認知症疾患医療センターを指定し、鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談、地域の関係機関との連携及び保健医療・介護関係者向け研修を実施しているところ。
- ・ 重症化してから相談・受診するケースが散見されることから、早期診断や適切な医療につなげることができるよう、引き続き関係機関の連携体制の確保に努めていきたい。

【認知症疾患医療センターの設置状況】

(R6.4.1 現在)

区分（圏域）	施設名	電話番号
基幹型（盛岡）	岩手医科大学附属病院 (H21.4.1 指定) (H22.4.1「基幹型」へ移行)	019-652-7411
地域型(岩手中部)	独立行政法人国立病院機構 花巻病院 (H28.4.1 指定)	0198-20-0596
地域型（胆江）	医療法人社団創生会 おとめがわ病院 (H30.4.1 指定)	0197-34-1226
地域型（両磐）	岩手県立南光病院 (R3.4.1 指定)	0191-23-0852
連携型（気仙）	医療法人希望会 希望ヶ丘病院 (R3.4.1 指定)	0192-53-1019
連携型（釜石）	財団医療法人仁医会 釜石厚生病院 (R3.4.1 指定)	0193-23-5105
地域型（宮古）	社団医療法人新和会 宮古山口病院 (H27.1.5 指定)	0193-62-4088
地域型（久慈）	社団医療法人祐和会 北リアス病院 (H28.4.1 指定)	0194-75-3858
地域型（二戸）	岩手県立一戸病院 (R3.4.1 指定)	0195-32-3153

(3) チームオレンジの設置促進について

- ・ 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）については、認知症施策推進大綱において2025年までに

(長寿社会課)

全市町村で整備することが目標とされていることから、今年度も県においてチームオレンジの立上げに向けた基礎研修の開催を予定しているので参加願いたい。

- ・ また、チームオレンジ設置・運営の推進役となるオレンジ・チューターには、随時、相談が可能であるため、積極的に活用されたい。

【オレンジ・チューター】

(令和6年3月現在：計9名)

氏名	所属	電話番号
内出 幸美	公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部	090-2273-4980
鱒沢 陽香	矢巾町地域包括支援センター	019-697-5570
玉山 公一	公益財団法人いきいき岩手支援財団	019-625-7490
櫻田 裕美		
石山 美貴	北上市長寿介護課	0197-72-8221
伊藤 光	地域包括支援センターわっこ	0197-77-5055
小原 裕也	釜石市社会福祉協議会	0193-22-2310
舘 竣哉	洋野町地域包括支援センター	0194-69-1966
河原木 みゆき		

(4) 若年性認知症の人への支援

- ・ 岩手医科大学附属内丸メディカルセンターに「若年性認知症支援コーディネーター」を配置し、若年性認知症の人やその家族などからの相談や個別支援に対応しているため、周知に協力をお願いする。

(月～木、10:00～16:00 電話番号：019-907-2036)

- ・ 若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援・社会参加支援等の推進
- ・ 若年性認知症に係る普及啓発（県民及び職場向けリーフレットの活用等）

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ チームオレンジ設置に向けた取組の促進○ 認知症施策の推進
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 地域版希望大使の候補者の掘り起こしや各種事業における活用○ 認知症疾患医療センターや若年性認知症支援コーディネーターの住民への周知○ 地域包括支援センター等との連携による早期診断、早期対応に向けた取組

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村が行う認知症に関する各種事業への協力・支援○ 認知症の普及啓発
--------------	---

4 介護予防・地域リハビリテーションの推進について

- ・ 各保健所において、市町村職員や介護予防従事者、県民等を対象とした研修会やセミナー等を開催するため、開催への協力をお願いしたい。
- ・ 住民主体の通いの場の充実のため、市町村の介護予防事業に精通した専門職(看護師又は保健師経験者)を「地域づくりアドバイザー」として派遣するため、活用願いたい。
- ・ 介護予防・地域ケア会議に参画するリハビリテーション専門職を養成するための研修会や連絡会を開催するため、対象者への周知や参加への配慮をお願いしたい。
- ・ 自立支援型地域ケア会議への専門職の参画促進に向け、専門職派遣調整ガイドラインを作成しているため、必要に応じて活用願いたい。
- ・ 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を目的として、関係機関と連携し、説明会や情報交換会を開催するため、対象者への周知や参加への配慮をお願いしたい。
- ・ 地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、リハビリテーション専門職等を対象とした研修や相談窓口の開設、市町村への支援を行うため、活用願いたい。

【地域リハビリテーション広域支援センター指定状況】

(R6.4.1 現在)

圏域	指定先	圏域	指定先
盛岡北部	東八幡平病院	気仙	県立大船渡病院
盛岡南部	南昌病院	釜石	せいてつ記念病院
岩手中部	北上済生会病院	宮古	宮古第一病院
胆江	美希病院	久慈	県立久慈病院
両磐	介護老人保健施設さわなり苑	二戸	県立二戸病院

※下線部は令和6年4月に変更があったもの。

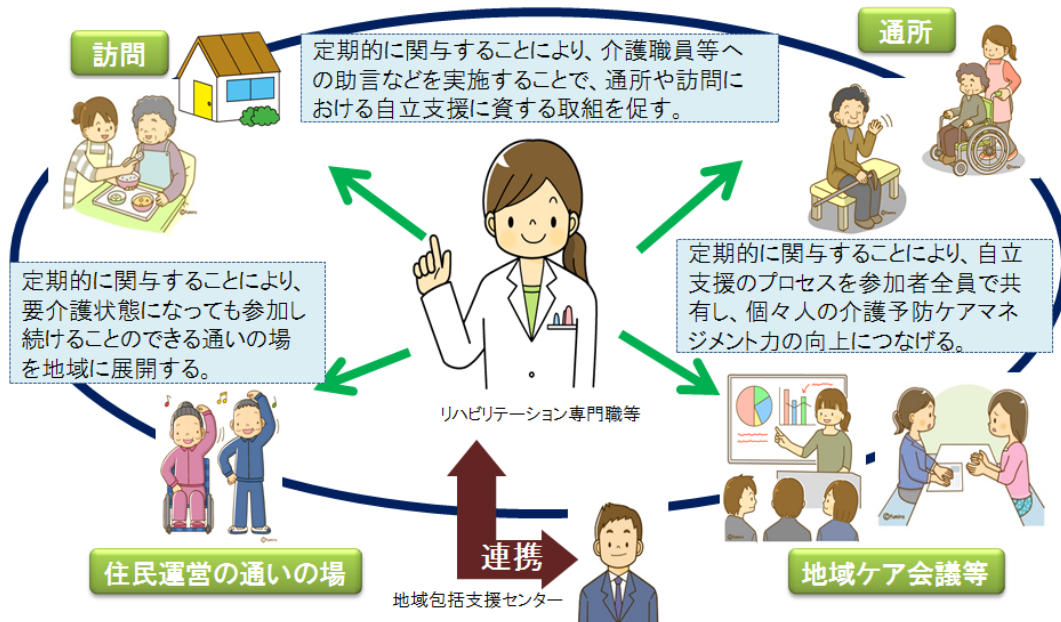
市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民主体の通いの場の充実 ○ 介護予防事業への専門職の参画促進 ○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の推進
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関等が実施する研修会等への参加への働きかけ ○ 県が派遣する地域づくりアドバイザーの活用 ○ 自立支援型地域ケア会議に係る専門職の派遣調整ガイドラインの活用 ○ 保健所、地域リハビリテーション広域支援センター等関係機関との連携

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 圏域の介護予防従事者を対象とした人材育成の取組(介護予防地域支援事業の実施) ○ 郡市医師会や地域リハビリテーション広域支援センター等と連携した、圏域の地域リハビリテーション支援体制の整備(協力施設の確保も含む)
--------------	---

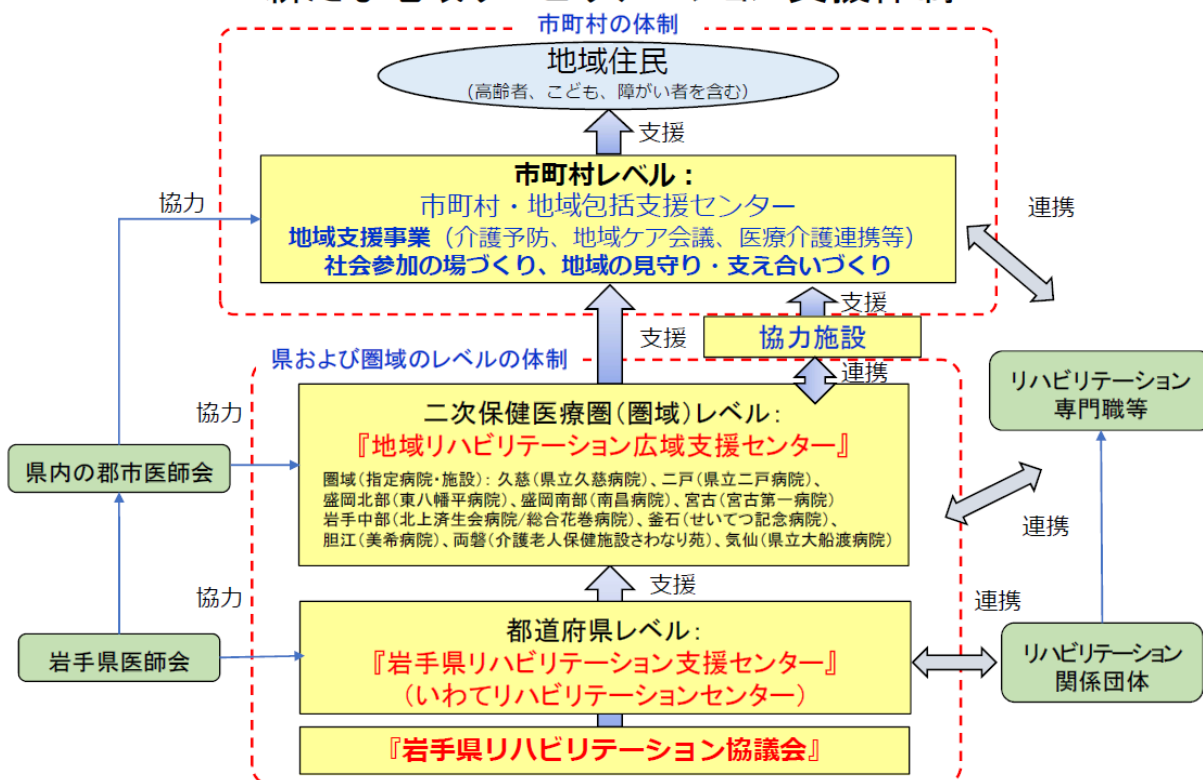
地域リハビリテーション活動支援事業

○ 地域における、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



参考：厚生労働省資料

地域包括ケアシステムを支える 新たな地域リハビリテーション支援体制



5 介護人材確保対策の推進について

(1) 国の動向について

令和4年12月23日に厚生労働省が取りまとめた「**介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ**」では、介護の質を維持・向上しつつ、介護現場の生産性向上を図るため、以下の3つの観点を踏まえ、**自治体、関係団体、介護施設・事業所等が一体となって取組を進めていくことが必要**とされている。

- ① 介護サービスの質を維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築
- ② ロボット・センサー、ICTの活用
- ③ 介護業界のイメージ改善と人材確保

(厚生労働省HP 介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00017.html

(2) 介護職員等処遇改善加算について

令和6年度介護報酬改定において、現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が、各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた**4段階の「介護職員等処遇改善加算」**に一本化され、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとされた。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、加算額の一定額を月額賃金の改善に充てる要件が設けられ、加えて、職場環境等要件の見直しが行われる。

(3) 県事業の見直しについて

① 介護現場革新会議（仮称）の設置

介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、介護関係団体や市町村のほか、雇用や教育など、多様な関係機関・団体等が、介護現場の業務改善・業務効率化等に関する課題や支援方を議論する場として、**新たに「介護現場革新会議（仮称）」**を設置することとしている。

② 介護職員等処遇改善支援補助金

介護サービス事業所が、令和6年2月から5月までの間、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げる場合に要する経費に対し補助するもの。令和6年4月15日まで申請を受け付け、7月以降順次支払いを行う予定としている。（※令和6年6月以降は、介護職員のベースアップに確実につながるよう、令和6年度介護報酬改定により措置）

③ 介護職員処遇改善加算取得促進事業

県内事業所を対象とした介護職員等処遇改善加算の新規取得やより上位区分の加算取得に向けた研修会を開催予定としていることから、市町村指定事業所への開催周知等に協力願いたい。

④ 介護従事者確保事業費補助金

市町村や関係団体等が実施する介護従事者の確保に関する事業に要する経費に対し補助するもの。令和6年度事業では、市町村や関係団体等からいただいた事業提案を参考に、補助メニューの追加を予定している。

⑤ 外国人介護人材受入支援費補助金

介護事業者が、介護福祉士養成施設等に留学している外国人留学生に対して奨学金の給付等を行う場合に要する経費に対し補助するもの。令和6年度事業では、介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援に係る経費等を補助メニューに追加する予定としている。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者への指導を通じた介護職員処遇改善の取組促進 ○ 市町村介護保険事業計画を踏まえた、介護人材の確保に向けた取組推進
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による人材確保対策の実施の促進 ○ 地域の関係者及び関係団体と連携した取組（地域ケア会議を通じた人材不足の状況把握、人材確保策の検討など） ○ 介護従事者確保事業費補助金を活用した介護人材確保施策の検討及び実施 ○ 介護の仕事に関する理解の促進（小中学生や高校生、教育関係者、保護者への働きかけなど） ○ 介護職員等処遇改善の取得促進に係る研修会等の開催協力（市町村指定事業所への開催周知等） ○ 介護現場革新会議（仮称）への参画（委員は検討中）

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県所管の介護事業者への指導を通じた介護職員処遇改善の取組促進（市町村には地域密着型サービス事業者への指導を通じた同様の取組を依頼している） ○ 事業者による人材確保対策の実施の促進 ○ 市町村が行う地域の関係者及び関係団体と連携した取組（地域ケア会議を通じた人材不足の状況把握、人材確保策の検討など）への協力
--------------	---

6 介護を要する高齢者への支援について

(1) 高齢者施設等における虐待防止・事業者指導について

ア 通報対応

- ・ 令和5年3月に虐待による人格尊重義務違反により、県内で初めて介護老人保健施設に対する行政処分を実施。
- ・ 当該行政処分について、市町村への虐待通報が端緒となったことから、高齢者虐待を早期に発見し対応するため、**高齢者虐待に係る通報を受理した場合は、市町村においては必ず調査を実施し、状況の把握をお願いしたい。**
- ・ なお、高齢者施設や居宅介護サービス等の従事者による虐待の場合は、通報を受理した時点と調査が完了した時点で広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）に報告すること。

イ 集団指導、運営指導の実施

高齢者施設等における虐待防止については、**集団指導や運営指導の機会を通じて、日頃から高齢者施設等に対し周知をお願いする。**

また、**虐待に係る調査を実施した結果、高齢者施設等で運営基準や人員基準違反等の疑いがあり、必要があると認められる場合は、運営指導や監査を実施していただきたい。**県に指導権限がある施設等の場合は、県（広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター）と連携して実施すること。

(2) 介護施設等整備補助金における留意事項について

ア 補助金交付要綱の一部改正

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領が改正され、補助単価の上限額が8.9%増とされたことから、**県の介護施設等整備事業費補助金交付要綱に定める補助単価についても国と同様に改正し、令和6年4月1日から適用する。**（令和6年3月29日付長第1299号で通知済）

イ 事業実施に係る留意点

- ・ これまで所要見込額調査は、予算年度の前年度9月頃に1回のみ実施していたが、県予算計上の精度を高めるとともに、事業者の計画的な補助金活用の検討を促すため、予算年度の前年度5月頃にも調査を行うこととしたもの。
- ・ 近年、活用できる財源規模を超える要望が寄せられ、予算化が困難となっている一方で、**取下げが多いなど本補助事業の適正な実施に支障をきたしている状況にある。**ついては、各市町村においても計画的に事業が実施される**よう対策を検討願いたい。**

（令和7年度整備分から適用、令和6年3月29日付長第1298号で通知済）

【地域密着型サービス施設整備の状況（令和5年度実績）】

種別	計画数	取止	実績	取止めの理由
小規模多機能型居宅介護支援事業所	7	7	0	建設コスト増5、事業者都合1、公募不調1
特別養護老人ホーム(定員29人以下)	3	3	0	建設コスト増2、事業者都合1
認知症高齢者グループホーム	6	5	1	建設コスト増3、既存施設を転換2
短期入所生活介護事業所	1	1	0	事業者都合1
計	17	16	1	建設コスト増10、既存施設を転換2、事業者都合3、公募不調1

(3) 介護保険施設入所(入院)希望者数調査及び特別養護老人ホーム入所待機者実態調査について

標記調査については、毎年度、実態調査を行い、その結果を踏まえ、早期に入所が必要な待機者が増加する圏域がある場合は、介護保険事業の保険者である市町村等に対し、施設整備等対応を働きかけているほか、地域包括ケアの視点も踏まえた対応について保険者に助言しているところ。

今年度も調査を実施することから、調査への協力をお願いする。

(4) 介護保険制度改正への対応について

介護保険制度改正については、被保険者やその家族、事業者や住民の方々に直接関わるものであることから、きめ細かい説明及び周知に引き続き取り組むことが必要。

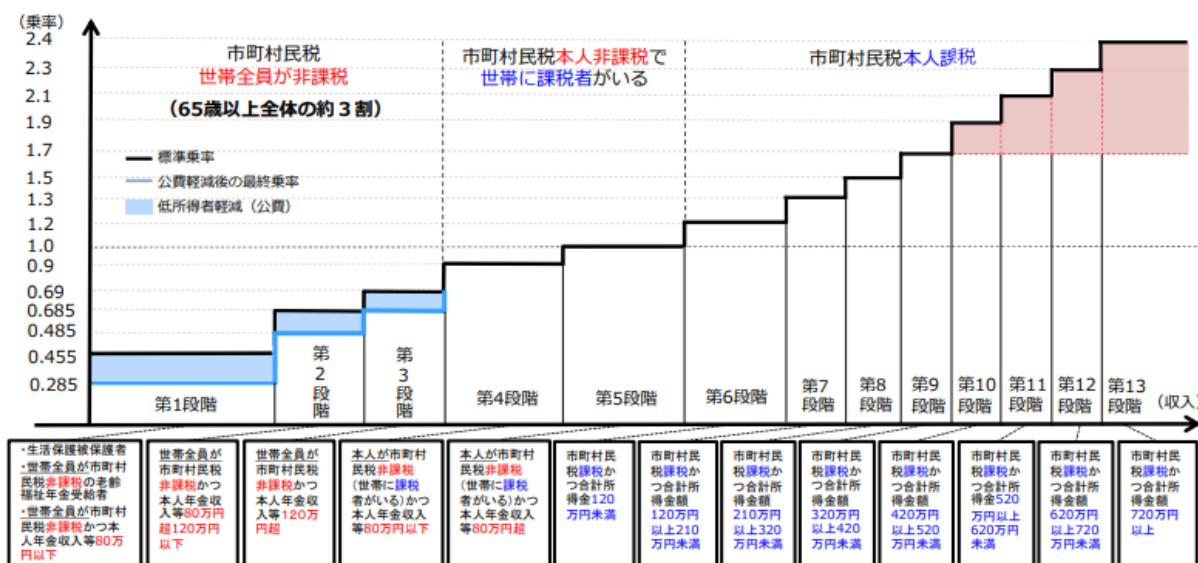
ア 第1号保険料の見直し（令和6年4月1日施行）

今後の介護給付費の増加を見据え、65歳以上の被保険者間での所得再分配機能を強化する観点から、所得段階を9段階から13段階に増やすとともに、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を行うこととし、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとされた。

今般の見直しに伴い負担増となる方からの相談に対する丁寧な対応や管内の被保険者の状況把握をお願いする。

9 期計画期間における第 1 号保険料（標準 13 段階）

○今回の見直しを踏まえた、第 9 期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



出典：令和 5 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

イ 介護報酬改定

- 令和 6 年度介護報酬改定の改定率は+1.59%、うち介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率+0.61%とされた。
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の 3 本の加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化した上で、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるように加算率の引上げが行われる。
- 業務継続計画 (BCP) の作成について、令和 6 年度介護報酬改定において、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」が新設されたところ。市町村においては、運営指導等における集中的な指導をお願いする。

ウ 基準費用額 (居住費) の増額 (令和 6 年 8 月施行)

在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和 5 年度介護経営実態調査における光熱水費の状況等を総合的に勘案し、施設系サービスの基準費用額 (居住費) の 60 円/日引き上げが行われることから、市町村指定事業所への周知を図るとともに、市町村指定事業所が円滑に対応できるよう、適時適切な指導・助言をお願いする。

(5) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について

県では、ホームページに実施状況を掲出するなど、その活用を推進しているが、市町村におかれては、社福軽減事業を未実施の社会福祉法人(※)に対し一層の働きかけをお願いします。

(※171 法人中 29 法人、令和 6 年 4 月 1 日現在)

(6) 介護給付適正化事業について

県では、保険者と一体となって介護給付適正化を進めるために、国の指針に基づき「いわていきいきプラン(2024~2026)」の重点施策の一つとして「介護給付適正化の推進」を掲げ、取組を進めている。

ケアプラン点検に係る研修の実施等を通じて保険者における適正化の取組を支援することとしているので、各保険者においても適正化に向け積極的に取り組むようお願いする。

(7) 高齢者施設等における感染症対応力向上について

新興感染症の発生に備え、次のとおり研修会を開催することから、市町村指定事業所への周知について協力をお願いします。

- ・ 高齢者施設等と医療機関の連携体制の強化を図る研修会(全県を対象)
- ・ 感染症への対応力向上のための研修会(各高齢者福祉圏域ごと)

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 第9期計画による地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備○ 在宅サービス、地域密着型サービスの利用促進○ 負担増となる利用者等への丁寧な対応○ 介護報酬改定等への円滑な対応に向けた市町村指定事業者への適時適切な指導・助言○ 社福軽減事業実施に係る未実施法人への一層の働きかけ
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 管内の被保険者の状況把握○ 入所待機者の適正な把握(県の調査への協力)○ 県、関係機関等が実施する研修会等への参加の働きかけ

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 介護報酬改定等への円滑な対応に向けた県指定事業者への適時適切な指導・助言○ 第9期計画による地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備に係る市町村への助言等の支援
--------------	---